

介護保険・通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書
利用契約書
個人情報使用同意書

香川医療生活協同組合
高松協同病院

〒760-0080 高松市木太町 4664 番地

☎087 (833) 2330

1. 重要事項説明書

サービスの目的

通所リハビリテーションは、要介護（要支援）状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨と居宅介護サービス計画に基づき通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

通所リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	高松協同病院 通所リハビリテーション
所在地	香川県高松市木太町 4664 番地
介護保険事業所番号	3710120027
サービスの種類	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 1日の利用定員：月曜日～金曜日 2単位 各単位40人 （午前・午後の3～4時間） 半日の利用定員：土曜日 1単位 40人
利用定員	40人（介護予防通所リハビリテーション含む）
サービス提供地域	高松市（旧市内）

(2) 職員の体制

管理者	北原孝夫(医師) 北原紀子(医師) 栗生雅人(医師)
担当職員	(科長) 久保 健司 看護職 5名（常勤専従2名・常勤兼務3名） 介護職 5名（常勤専従4名・常勤兼務1名） 作業療法士 2名（常勤専従1名・常勤兼務1名） 理学療法士 2名（常勤専従2名） 言語聴覚士 5名（常勤兼務5名） 管理栄養士 2名（常勤兼務2名） 歯科衛生士 2名（常勤兼務2名）

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日 日曜・祝祭日、12月30日から1月3日までは休業日です。
営業時間	月曜日～金曜日：8時00分～17時00分 サービス提供時間 9時00分～12時00分 13時15分～16時15分 土曜日：8時00分～12時30分 サービス提供時間 9時00分～12時00分

利用料金

- (1) 介護保険適用時の自己負担額は介護報酬の1～3割です。(食事は自己負担)
- (2) 利用料金は月単位にまとめ、毎月10日前後に前月分の請求書を郵送いたします。
お支払いは高松協同病院の会計へお願いします。通帳引き落としもごさいます。
- (3) お休みされる場合は、原則前日17時までに御連絡ください(直通833-2401、代表833-2330)。
月曜日利用の方は、土曜日の12時30分までに、連絡をお願いします。当日お休みされる方は、8:00までにご連絡下さい。9:00を過ぎますと、昼食キャンセル料として、620円を徴収させていただきます。

※介護報酬改定や加算の新設に伴う利用料金変更等については随時、別紙対応させて頂く場合があります。*詳細は利用料金表をご参照してください

利用方法

利用を希望する本人(家族)からの申込をうけ、契約を締結したのちサービスの提供を開始します。また、下記の場合はサービスを終了します。

- (1) ご利用者(家族)の都合で中止、終了する場合
利用を中止、終了する場合は当事業所、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)にご連絡してください。
- (2) 当事業所の都合で終了する場合
やむを得ない事情により終了させていただく場合がございます。
その場合は事前に文書ならびに口頭で通知するとともに、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)に連絡いたします。
- (3) 自動終了
利用者が要介護認定において自立と認定された場合。または介護保険施設に入所した場合やお亡くなりになった場合。
- (4) その他
利用者やご家族の方などが当事業所や事業所の職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、利用料金を2ヶ月以上滞納した場合、長期間の入院や入所の場合は、サービスを終了させていただく場合がございます。

緊急時等の対応方法

通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合にはすみやかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

プライバシーへの配慮

当診療所の職員は、排泄や入浴介護において、異性介護が行われることがありますが、利用者のプライバシーに最大限配慮し、安心してご利用していただけるように努めますのでご了承・ご理解いただきたいと思います。

衛生管理について

施設内において、感染症または食中毒の発生・まん延を防止するため、委員会を定期的に開催し、その対策および評価等についての必要な措置を講じます

虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。虐待防止担当者（部長：辻本 裕紀）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

サービス内容に対する苦情

ご相談・苦情については遠慮せず職員にお伝え下さい。迅速に対応させていただきます。また、市町の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

苦情相談窓口	電話番号
<科長> 久保 健司	087-833-2401
<部長> 辻本 裕紀	087-833-2330 (代)
高松市介護保険課	087-833-2330
香川県国民健康保険団体連合会	087-822-7453

身体拘束の禁止について

事業所は、サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を擁護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する
- (2) 従業者に対し、身体拘束防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 身体拘束の適正化のための指針整備の実施と周知。

業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他

- (1) 利用者やご家族の方などが当病院や職員に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合や、利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者の負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業所は1ヶ月の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。
- (2) 通所リハビリテーションの提供を行なっているときに、外出や通院は出来ません。
- (3) サービス提供時間内またはサービス提供前後の医療機関受診、その他私用による早退の場合は送迎ができませんのでご了承ください。
- (4) 発熱および体調不良の場合は、医療機関を受診していただく場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 各利用者様の体調管理のため、おやつ等飲食物のやり取りはご遠慮下さい。また、その他金品、物品のやり取りもご遠慮下さい。
- (6) 当院では学生の学びとして臨床実習を実施しております。ご理解とご協力をお願いします。
- (7) 説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。また、問題が生じた場合には、事業者は利用者（契約者）と誠意をもって協議するものとします。
- (8) 上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名の上、各1通を保有するものとします。尚、押印については双方の同意のもと省略するとします。

2. 「指定通所リハビリテーション」 「介護予防通所リハビリテーション」利用契約書

..... (以下「契約者」という。)と香川医療生活協同組合 (以下「事業者」という。)は、契約者が高松協同病院通所リハビリテーション (以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所リハビリテーションサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所リハビリテーションサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所リハビリテーションの概要は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (通所リハビリテーション計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画 (ケアプラン) が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所リハビリテーション計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所リハビリテーション計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所リハビリテーション計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所リハビリテーション計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所リハビリテーション計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所リハビリテーション計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所リハビリテーション計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所リハビリテーションサービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 事業者は、前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌月に請求書を発行します。契約者は、預金口座振替で速やかに事業者に支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所リハビリテーションサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の24時間前までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所リハビリテーションサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所リハビリテーションサービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1か月以内に精算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

3. 個人情報保護と使用に関する同意書

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- (2) 当事業所は、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- (3) 本人及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得・使用及び介護(介護予防)サービス事業者等に提供することがあります。

下記の利用目的の範囲内で取得・使用及び介護(介護予防)サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

介護(介護予防)サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護(介護予防)サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会(依頼)のため
- (3) 医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 法人内のカンファレンス(事例検討)のため
- (6) 介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 在宅において行なわれる学校等の実習への協力
- (10) 上記各号に関わらず、公表してある「利用目的」の範囲

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示すること。

肖像権について

当社のホームページ・パンフレット・社内研修・提示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただく場合がございます。

利用料金表

(1) 要介護料金表

要介護度、加算によって異なります。介護保険適用時の1日あたりの自己負担額は介護保険負担割合証に準じます。詳細は以下の表をご参照下さい。

利用料金1日	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
リハビリテーションマネジメント加算 イ：リハビリテーション会議実施 ロ：上記イに加え、データ提出 ハ：上記ロに加え、栄養アセスメント及び口腔アセスメントの実施 ※事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合			イ：6月以内 560単位/月 イ：6月超 240単位/月 ロ：6月以内 593単位/月 ロ：6月超 273単位/月 ハ：6月以内 793単位/月 ハ：6月超 473単位/月 上記に加えて 270単位		
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）			20単位/回/6月 （栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算の併用は不可） 5単位/回/6月		
科学的介護推進体制加算			40単位/月		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			22単位/回		
リハビリテーション提供体制加算1			12単位/回		
移行支援加算			12単位/回		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の8.6%を乗じた値を加算する。（86/1000加算）		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の加算 ※適宜の対応			所定単位数の3.0%を乗じた値を加算する。（30/1000加算）		
以下、対象利用者様のみ					
口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位（1月に2回までの算定）		
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ			155単位（1月に2回までの算定）		
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ			160単位（1月に2回までの算定）		
栄養アセスメント加算			50単位/月		
栄養改善加算			200単位（1月に2回までの算定/3月以内）		
短期集中個別リハビリテーション実施加算			退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内 110単位/日		
退院時共同指導加算			600単位/回		
生活行為向上リハビリテーション加算			1250単位/月（6月以内）		
送迎を行わない場合			片道につき、47単位の減算		
その他（午前利用の食事希望者のみ）			食事費 620円（実費）		

(2) 要支援料金表

要支援の区別や加算によって異なります。また、介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額は介護保険負担割合証に準じます。

	要支援 1	要支援 2
1ヶ月の利用料金	2268 単位	4228 単位
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 単位/回/6 月 (栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算の併用は不可)	
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 単位/回/6 月	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	
サービス提供体制強化加算 (I)	88 単位/月	176 単位/月
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 8.6% を乗じた値を加算する。(86/1000 加算)	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の加算 ※適宜の対応	所定単位数の 3.0% を乗じた値を加算する。(30/1000 加算)	
以下、対象の方のみ算定		
口腔機能向上加算 (I)	150 単位/月	
口腔機能向上加算 (II)	160 単位/月	
栄養アセスメント加算	50 単位/月	
栄養改善加算	200 単位/月	
一体的サービス提供加算	480 単位/月	
退院時共同指導加算	600 単位/月	
生活行為向上 リハビリテーション加算	利用開始月の属する月から 562 単位/月 (6 月以内)	
その他 (午前利用の食事希望者のみ)	食事費 620 円 (実費)	
利用開始した日の属する月から起算して、 12 月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合 ※減算を行わない基準 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画書等の内容等を厚生労働省に提出	減算 120 単位/月	減算 240 単位/月

(3) 要介護・要支援共通

*1 単位=10.17 円で計算され、1 か月の利用料の合計単位数に 10.17 を乗じた金額 (小数点四捨五入) の 1~3 割負担になります。

事業者 事業所名 高松協同病院 通所リハビリテーション
住 所 香川県高松市木太町 4664 番地
事業者名 香川医療生活協同組合
代表者名 理事長 北原 孝夫 印

私は、重要事項説明書、利用契約書、個人情報保護と使用に関する同意書についての説明を受け、同意しました。

年 月 日

契約者 氏名 印
住所
.....

家 族 氏名 印
住所
.....